

## 第4期雲南市農業委員会第18回総会議事録

1. 日 時 平成24年12月18日(火) 13:30~14:20

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター

3. 出席委員(36名)

1番 内部武雄	2番 永井尚二	3番 錦織邦男	4番 渡部満憲
5番 宇都宮敏章	7番 片寄健治	8番 竹下房子	9番 高島幹雄
10番 竹内 勉	11番 狩野幹美	12番 持田明典	13番 高橋敬二
14番 杉山正美	15番 鳥谷悦雄	16番 星野朝義	17番 川上蘆求
18番 嘉本輝雄	19番 白築 進	20番 白築美雄	21番 山本博子
22番 藤原克巳	23番 白築 剛	24番 青木征温	25番 名原玲子
26番 小田久義	27番 藤原修至	28番 高田 耕	29番 加藤一郎
30番 廣澤幸博	31番 石橋義明	32番 武田京子	33番 周藤寛洲
34番 橋本 博	35番 陶山直利	36番 勝部有二	37番 板持 庸

4. 欠席委員(4名) 6番 日野一夫

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 景山修二  
主 幹 菊地隆克 副主幹 山中亜希子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第106号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第107号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第108号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第109号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について
- ・議第110号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第111号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について

7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>ただ今から平成24年第18回総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は36名であります。欠席委員は6番日野委員から欠席届が出ております。雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第18回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、35番陶山委員、36番勝部委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について</li> <li>・田畑転換届出の受理について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について</li> <li>・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について</li> <li>・農業委員会視察研修について</li> <li>・平成24年度全国農業委員会会長代表者集会について</li> <li>・会議等の予定について</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p> <p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>それでは最初に、「議第106号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6ページをご覧ください。「議第106号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△ - △外1筆、地目は登記簿・現況とも田が1筆で農用地区域内、面積は1,275㎡、登記簿・現況とも畑が1筆で302㎡、合計2筆で1,577㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当たり</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>12,000 円で確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号 2 番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿・現況とも畑で面積は 234 m<sup>2</sup>、権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は 10 a 当たり 30,000,000 円、確認は〇〇委員です。</p> <p>以上 2 件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上 2 件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
1 番	<p>申請番号 2 番についてですが、申請事由に「農業経営を拡大する」とありますが、土地代が 10 a あたり 30,000,000 円で農業経営が成り立たないと思いますので、申請事由を「代替地のため」等に変えられた方が良いと思います。</p>
事務局	<p>運営委員会でも指摘をいただいたところでございます。おっしゃることはわかりませんが、申請書に記載された内容を掲載しました。</p>
3 4 番	<p>譲受人は隣接地に葡萄園を開園しておられまして、このたび申請地をもとめられました。</p>
事務局	<p>当事者間同士のことでありますので、申請理由をそのまま記載させていただきました。申請者は現在葡萄を栽培しておられまして、申請地でも葡萄を栽培される計画です。</p>
2 4 番	<p>本人さんの申し出であり、申請事由のとおりで良いと思います。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第106号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第106号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第107号農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>8ページをご覧ください。「議第107号農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は、遠方の元屋敷近くの山中にあり参拝するための道も険しく、崩壊の恐れもあり、住居近くに新設移転したい」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員、農地区区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は10㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は急峻な山中にあり、維持管理が困難であるため、申請地に移転したい。」という事です。農用地区域外で、確認は〇〇委員、農地区区分・許可条項は1番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況墓地で面積は9.04㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「初代につき、墓地を新設したい」ということです。始末書が提出されておりまして、「本年11月に転用事業を完了した」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員、農地区区分・許可条項は1番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田、現況畑、面積は651㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は共同住宅で、住宅1棟6戸162.92㎡、駐輪場・物置等3棟10.42㎡、駐車区画11台分を建設されます。転用理由は、「申請地を造成し、賃貸住宅1棟6戸及び駐輪場、駐車場11台分、物置等を建設する」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。この場所は、都市計画地域の第1種住居地域に指定さ</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>れており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は原則転用可能となっております。</p> <p>続きまして申請番号5番、〇〇町〇〇△△ - △外1筆、地目は登記簿畑、現況宅地が1筆で面積は34㎡、登記簿田、現況宅地が1筆で面積は204㎡、2筆合計238㎡で、いずれも農用地区域内、申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用理由は宅地拡張で、車庫1棟、13.45㎡を建築されます。転用理由は、「現在の宅地進入路が狭く不便なため、宅地を拡張し、併せて車庫を建築したい」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成4年頃より宅地を拡張し、車庫を建築した」ということです。農用地区域除外の事前了承が平成24年11月12日に出しておりまして、確認は〇〇委員、農地区分は、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えます。</p> <p>以上5件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
24番	<p>申請番号3番について、申請人□□□□さんは初代です。現在、病気が重く存命中に転用を済ませ墓地を新設したい事情もありまして、10月に現地を確認しました。その時は、造成にかかっておられましたので、司法書士に「造成は許可後にしてください」と話しておりました。11月に司法書士から連絡を受け、現地へ行きましたら完成していたところでした。病気のことで頭がいっぱいであり、「墓地を設置してしまった。大変申し訳ございませんでした」ということでした。ご了承いただきますようよろしくお願いします。</p>
10番	<p>申請番号5番について、平成4年に圃場整備がありまして、その時に農道も整備されました。農道と宅地の間に農道残地の農地が残りまして、宅地の進入路と車庫を建設されました。「無断転用で勝手に建設しまして大変申し訳なかった」と謝っておられました。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第107号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第107号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第108号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>11ページをご覧ください。「議第108号農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田、現況雑種地で面積は319㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は、一般個人住宅1棟74.31㎡を建設されます。転用理由は、「現在、〇〇町内で両親の世話をしながら居住しているが、子供2人は〇〇町内の賃貸住宅におり、〇〇町内の学校に通学している。子供の学校区を変更せず、両親の世話がしやすい場所として申請地が最適地と判断したため」ということです。農用地区域外で、土地代は10a当たり12,539,000円、確認は〇〇委員、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。この案件ですが、先々月の10月の総会に事業計画変更申請を議案上程し、平成24年11月2日に事業計画変更が承認されました。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田、現況畑で面積は400㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の社会福祉法人□□□□です。転用目的は、老人福祉施設等で障がい者用共同生活事業所・短期入所事業所232.75㎡を建設されます。転用理由は、「障がいを抱える者のための共同生活事業所・短期入所事業所を整備したい」ということです。平成24年11月12日に農用地区域除外の事前了承が出ています。土地代は10a当たり5,000,000円、確認は〇〇委員、農地区分は「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断しました。許可条項は、法第37条第1項第1号に規定する「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」に該当すると考えます。土地収用法等ということですが、土地収用法第3条第1項第23号に規定する「社会福祉法による社会福祉事業若しくは更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法」にあたり</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿・現況とも畑、面積は547㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は、一般個人住宅1棟68.30㎡、駐車区画3台分を建設されます。転用理由は、「現在、町内の妻の実家に同居しているが、家族も増え、子供も大きくなり、手狭になってきたため、今回申請地を譲り受け、住宅を新築したい」ということです。農用地区域外で、土地代は10a当たり9,689,000円、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番と同じですので省略します。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿田、現況宅地で面積は489㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんと□□□□さんの2分の1ずつの共有名義です。転用目的は、一般個人住宅1棟63.75㎡を建設されます。転用理由は、「現在、両親と同居しているが、家族が増え狭くなったため、申請地を譲り受け、個人住宅を建築する」ということです。農用地区域外で、都市計画法の第1種住居地域に指定されています。土地代は10a当たり6,134,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている第1種住居地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断いたしました。許可条項ですが、第3種農地の転用は原則転用可能となっています。この案件ですが、先々月の10月の総会に事業計画変更申請を議案上程し、平成24年11月2日に事業計画変更が承認されました。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿田、現況畑で面積は43㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は、進入路です。転用理由は、「隣接地を物置用地として利用しているが、車の出入りが出来ず不便なため、申請地を進入路として利用する」ということです。農用地区域外で都市計画法の第1種住居地域に指定されています。土地代は10a当たり18,000,000円、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号4番と同じですので省略します。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△ - △、△△ - △、地目は登記簿・現況とも田、面積は2筆で2,691㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇市〇〇の□□□□株式会社です。転用目的は、事業用地として事務所・整備場・ショールーム849㎡・自動車展示場45台分・来客用駐車場8台分を建設されます。転用理由は、「国道54号4車線拡幅事業等に係る事業地(□□□□株)の提供に伴い、その代替地を賃借によって求めたい」ということです。農用地区域外で、都市計画法の近隣商業地域に指定されています。賃料は10a当たり800,000円、確認は〇〇委員、〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている近隣商業地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。許可条項ですが、第3種農地の転用は原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿・現況とも田、面積は710㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□株式会社です。転用目的は、資材置場として資材・仮設材・足場材置場として利用されます。転用理由は、「現在使用している資材置場が狭く不便であり拡張したい」ということです。平成24年11月12日に農用地区域除外の事前了承が出ています。賃料は10a当たり169,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「申請に係る農地は水道管、下水道管の2種類が埋設されて</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>いる道路の沿道の区域であって、概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設がある」ことから第 3 種農地と判断しました。許可条項ですが、第 3 種農地の転用は原則転用可能となっています。こちらの案件ですが、水管、下水管が埋設されており、概ね 500m 以内に三刀屋小学校、三刀屋幼稚園がありますので第 3 種農地と判断しました。</p> <p>以上 7 件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第 1 0 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第 1 0 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第 1 0 9 号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>1 5 ページをご覧ください。「議第 1 0 9 号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」であります。</p> <p>〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿田、現況雑種地で面積は 2, 798 m<sup>2</sup>です。当初転用事業者は、〇〇町〇〇の□□□□有限会社清算人□□□□さん、継承者・転用事業者は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は、変更前が資材置場で、変更後が畑作です。変更前の事業計画どおり遂行できない理由は、「会社清算に伴い、畑作をするため」ということです。変更前の許可は、平成 3 年 3 月 2 6 日に木次農林振興センターから受けておられます。確認は〇〇委員です。こちらの案件ですが、当初（譲渡人）□□□□さん、（譲受人）□□□□(有)であり、目的を資材置場とする転用の許可を平成 3 年 3 月 26 日に受け、所有権移転登記をされ、実際に資材置場として利用しておられました。しかし、今回□□□□(有)が廃業され、□□□□(有)の清算人・□□□□氏から□□□□(個人)に対し、財産の処分を行おうとしたところ、今回申請</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>地の地目が農地（田）のままであったため、「農地法の手続きが必要ではないのか」との指摘を受けられました。そこで、県（東部農振）へ相談したところ、本来の手続きですと、許可取消しにより当初の所有者へ所有権を戻し、その方と□□□□（個人）氏との所有権移転の手続きとなります。しかし、当初の所有者（□□□□さん）は既に亡くなっておられ、戻すことは出来ません。さらに、□□□□(有)が諸事情により廃業され資材置場としての利用もできません。そこで、□□□□さんから、「今後は農地として耕作したい」との申し出・意志もあることから、農地を取得できる要件、例えば下限面積要件或いは、申請場所全体をきちんと耕作できる状態にする等を満たすということが前提条件になります。そのようになれば、最初に、今月の総会で□□□□(有)清算人・□□□□と□□□□（個人）が共に事業計画変更の変更承認を行います。その後、来月の総会で農地法3条申請の所有権移転を行います。また、事業計画変更の内容は、今回申請のとおり「資材置場から畑として耕作」ということとなります。なお、最初にも言いましたとおり、□□□□（個人）が農地を取得できる要件を満たすことが前提条件となります。67ページに変更転用の事業計画図を付けております。</p> <p>それから、写真の68、69ページをご覧くださいように、現在、耕作できるように作業の途中ではありますが、今後も逐次現場の状況を確認しながら、進めていきたと考えております。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
3 番	<p>先ほど、事務局から説明があったところですが、転用目的が変更前は資材置場で、変更後が畑作となっております。本来なら転用の取り消しを行い元の所有者に戻すところですが、既に亡くなっておられます。こういう事情により、県から指導がありまして事業計画変更の変更承認が行われます。□□□□（個人）は、「畑として耕作」を行なう意志を持っておられますので、今後農地法3条申請を出される予定です。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第109号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第109号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議題110号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案書の18ページからご覧ください。「議題110号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。</p> <p>今回の案件は12件申請されておりまして、大東町3件、加茂町3件、木次町1件、三刀屋町4件、掛合町1件であります。</p> <p>いずれの計画も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町で協議願います。</p> <p>14時50分までに、ご協議をお願いします。</p> <p>(14時40分から14時50分まで各町で協議)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p>
議 長	<p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。</p> <p>大東町より順次発表をお願いします。</p>
29番	<p>大東町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
24番	<p>加茂町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
30番	<p>木次町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
16番	<p>三刀屋町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
31番	<p>掛合町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p>

発信者	議 事 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議題110号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議題110号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議題111号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」を議題とします。国土調査課より説明を求めます。</p>
国土調査課	<p>国土調査課の□□□□です。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案書の24ページからご覧ください。「議題111号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」です。</p> <p>25ページをご覧ください。登記簿上の地目が農地である土地の地目認定の報告書ですが、区域は殿河内1工区で資料70ページに実施区域を掲載しております。調査面積は0.66平方キロメートル、調査前の筆数は201筆です。この内、田が8筆で、畑が4筆です。調査の結果、田につきましては山林が7筆、原野が1筆になりました。畑につきましては、山林が4筆となりました。地目別筆数面積変動表についてですが、調査前の田の筆は8筆、面積は0.36haが、調査後は山林、原野となっております。また、調査前の畑の筆は4筆、面積は0.08haが、調査後は山林となっております。26ページに全体の地目別筆数変動表を掲載しておりますのでご覧ください。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
16番	<p>〇〇町〇〇地区の地元では、「まだ、調査が終わらないのか。1年でも早く終わって欲しい」などの意見があります。どのような計画がなされているのか教えてください。</p>
国土調査課	<p>現在の調査体制は、大東町2班、三刀屋町1班で行っております。この計画でいきますと、あと20年位はかかります。最近になりまして、地元の方や市議会から「早期に調査をしてく</p>

発信者	議 事 要 旨
1 6 番	<p>ださい」との強い要望を受けまして、計画の見直しをしました。平成26年度から調査班を1班増やす計画を立てております。こうなりますと、10年位で終わる見込みを立てております。ただし、計画(案)でありまして、まだ決定はしておりませんのでご承知ください。調査の順番ですが、要望があった順番に行う予定です。〇〇町は、合併前から各地区の要望を受けておられまして、要望の順番に調査を進めております。〇〇町につきましても最近になって地元から要望がありまして、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区の順番に進めていく考えです。</p>
2 4 番	<p>調査前と調査後では、山林の面積が約10ha減っていますが、主な原因は何ですか。</p>
国土調査課	<p>筆数の減少の主な原因は、合筆です。面積の減少につきましては、普通は「なわのび」と言いまして増えるのが一般的ですが、事案につきましては逆に減る傾向にあるようです。調査前は、元が明治時代の測量でして当時どのようなやり方でされたのか等原因がわかりません。</p>
1 番	<p>一度調査をされた地区ですが、荒廃地等もありまして再度調査を行なっていただくことはできませんか。</p>
国土調査課	<p>調査は、国・県の補助事業でして、原則一度調査を行ったところはやりません。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議題111号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案どおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議題111号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案どおり了承として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。</p> <p>なお、1月の総会は1月21日(火)午後1時30分から「木次町下熊谷交流センター」で開催いたします。</p> <p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	ご着席願います。
議 長	次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。
	<p>【その他事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1)平成25年産米の需給調整について</li><li>(2)平成24年産米の検査状況について</li><li>(3)平成24年度雲南市農業振興施策に関する建議書について</li><li>(4)農業委員会委員選挙人名簿登載申請について</li><li>(5)平成24年度雲南市農業委員会視察研修経費精算書について</li><li>(6)農業委員会活動記録カードの提出について</li></ul>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_